

## 別表第1（第2条、第3条、第4条、第8条、第9条関係）

## 【堺市障害者（児）日常生活用具給付事業実施要綱 別表第1（身体障害者（児））】

種目	児者区分	性能	基準額	耐用年数	対象者	備考
介護・訓練支援用具	特殊寝台	者・児 原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000	8	身体障害者手帳に下肢又は体幹の機能に係る障害程度が1級又は2級と記載されている者	
	特殊マット	者・児 じょくそうの防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	67,000	5	身体障害者手帳に下肢又は体幹の機能に係る障害程度が1級と記載されている者であって、常時介護を要する者	原則として3歳以上の者
	ベッドマットレス	者・児 特殊寝台の機能を損なわないもの	15,450	3	身体障害者手帳に下肢又は体幹の機能に係る障害程度が1級又は2級と記載されている者	
	特殊尿器	者・児 尿が自動的に吸引されるもので、障害者（児）又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000	5	身体障害者手帳に下肢又は体幹の機能に係る障害程度が1級と記載されている者であって、常時介護を要するもの	原則として学齢児以上の者
	入浴担架	者・児 障害者（児）を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400	5	身体障害者手帳に下肢又は体幹の機能に係る障害程度が1級又は2級と記載されている者であって、入浴に当たって家族等他人の介助を要するもの	原則として3歳以上の者
	体位変換器	者・児 介助者が障害者（児）の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000	5	身体障害者手帳に下肢又は体幹の機能に係る障害程度が1級又は2級と記載されている者であって、下着交換等に当たって家族等他人の介助を要するもの	原則として学齢児以上の者
	移動用リフト	者・児 介護者が重度身体障害者（児）を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの（天井走行型その他住宅改修が伴うものを除く。）	159,000	4	身体障害者手帳に下肢又は体幹の機能に係る障害程度が1級又は2級と記載されている者	原則として3歳以上の者
	訓練椅子	児 原則として附属のテーブルを付けたもの	33,100	5	身体障害者手帳に下肢又は体幹の機能に係る障害程度が1級又は2級と記載されている児童	原則として3歳以上の者
自立生活支援用具	入浴補助用具	者・児 入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者（児）又は介助者が容易に使用し得るもの（浴槽本体を除く。）	90,000	8	下肢又は体幹の機能に係る身体障害者手帳を有し、入浴に介助を必要とする者	原則として3歳以上の者（設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。）
	便器	者・児 障害者（児）が容易に使用し得るもので手すり付きのもの	13,910	8	身体障害者手帳に下肢又は体幹の機能に係る障害程度が1級又は2級と記載されている者	取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。
	頭部保護帽	者・児 転倒の衝撃から頭部を保護できる以下の性質を有するもの A型…スポンジ・革を主材料に製作されたもの B型…スポンジ・革・プラスチックを主材料に製作されたもの	(A型) 15,656 (B型) 37,852	3	平衡機能又は下肢若しくは体幹の機能に係る身体障害者手帳を有し、立位や歩行が不安定のため、頻繁に転倒する者	

歩行補助つえ (T字状つえ・ 棒状つえ)	者・ 児	歩行時に身体を支え、安定させるために用いる一本つえ	3,150	3	平衡機能又は下肢若しくは体幹の機能に係る身体障害者手帳を有し、屋外の移動等において介助を必要とする者	
移動・移乗支援 用具	者・ 児	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア…障害者(児)の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ…転倒予防、立ち上がり動作の補助、移動動作の補助、段差解消等の用具	60,000	8	平衡機能又は下肢若しくは体幹の機能に係る身体障害者手帳を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者	原則として3歳以上の者(設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。)
特殊便器	者・ 児	障害者(児)又はその介護者が容易に使用し得るもので、温水及び温風を出し得るもの	151,200	8	身体障害者手帳に上肢に係る障害程度が1級又は2級と記載されている者	原則として学齢児以上の者
火災警報器	者・ 児	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	15,500	8	身体障害者手帳に聴覚に係る障害程度が2級と記載されている者	火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯その他これに準ずる世帯に属する者に限る。
自動消火器	者・ 児	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	28,700	8	身体障害者手帳に障害程度が1級又は2級と記載されている者	火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯その他これに準ずる世帯に属する者に限る。
ガスコンロ用地震感知安全装置	者・ 児	地震等による揺れを感知し、ガスコンロの火を自動的に消火するもの	18,900	5	身体障害者手帳に視覚に係る障害程度が1級又は2級と記載されている者	火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯その他これに準ずる世帯に属する者に限る。
電磁調理器	者	視覚障害者が容易に使用し得るもの	41,000	6	身体障害者手帳に視覚に係る障害程度が1級又は2級と記載されている者	視覚障害者のみの世帯その他これに準ずる世帯に属する者に限る。
歩行時間延長信号機用小型送信機	者・ 児	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	7,000	10	身体障害者手帳に視覚に係る障害程度が1級又は2級と記載されている者又は児童	原則として学齢児以上の者

	サウンドマスター	者	音、音声及び言語を視覚又は触覚で知覚できるもの	36,100	10	身体障害者手帳に聴覚に係る障害程度が2級と記載されている者	5歳以下の乳幼児を養育する者に限る。
	聴覚障害者用目覚時計	者	振動により知覚できるもの	15,300	10	身体障害者手帳に聴覚に係る障害程度が2級と記載されている者	聴覚障害者のみの世帯その他これに準ずる世帯に属する者に限る。
	聴覚障害者用屋内信号灯	者	来訪者の呼び出し等を光の点滅により知覚できるもの	17,800	10	身体障害者手帳に聴覚に係る障害程度が2級と記載されている者	聴覚障害者のみの世帯その他これに準ずる世帯に属する者に限る。
	聴覚障害者用屋内信号装置	者	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	87,400	10	身体障害者手帳に聴覚に係る障害程度が2級と記載されている者であって、日常生活上必要と認められるもの	聴覚障害者のみの世帯その他これに準ずる世帯に属する者に限る。
在宅療養等支援用具	透析液加温器	者・児	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500	5	身体障害者手帳にじん臓機能に係る障害程度が1級又は3級と記載されている者であって、自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行うもの	原則として3歳以上の者
	ネブライザー	者・児	障害者（児）が容易に使用し得るもの	36,000	5	次の各号のいずれかに該当する者で、吸入加湿処理により呼吸に伴う負担の軽減を図るため、必要と認められるもの (1) 身体障害者手帳に呼吸器機能に係る障害の程度が1級又は3級と記載されている者 (2) 前号に規定する障害と同程度の障害を有する重度身体障害者（児）	
	電気式たん吸引器	者・児	障害者（児）が容易に使用し得るもの	56,400	5	次の各号のいずれかに該当する者で、必要と認められるもの (1) 身体障害者手帳に呼吸器機能に係る障害の程度が1級又は3級と記載されている者 (2) 前号に規定する障害と同程度の障害を有する重度身体障害者（児）	
	酸素ボンベ運搬車	者	障害者が容易に使用し得るもの	17,000	10	医療保険における在宅酸素療法を行う者	

動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	者・児	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障害者（児）が容易に使用し得るもの	157,500	5	次の各号のいずれかに該当する者で、人工呼吸器の装着が必要なもの (1) 身体障害者手帳に呼吸器又は心臓機能に係る障害の程度が1級又は3級と記載されている者 (2) 前号に規定する障害と同程度の障害を有する重度身体障害者（児）	
人工呼吸器用外部バッテリー	者・児	在宅で使用する人工呼吸器に接続することで、機器の稼働に必要な電力を供給できるもので、障害者（児）又は介護者が容易に使用し得るもの（蓄電池を含む。）	50,000	6	次の各号のいずれかに該当する者で、24時間人工呼吸器の装着が必要な者 (1) 身体障害者手帳に呼吸器又は心臓機能に係る障害の程度が1級又は3級と記載されている者 (2) 前号に規定する障害と同程度の障害を有する重度身体障害者（児）	
視覚障害者用体温計（音声式）	者・児	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	9,000	5	身体障害者手帳に視覚に係る障害程度が1級又は2級と記載されている者	原則として学齢児以上の者 （視覚障害者のみの世帯その他これに準ずる世帯に属する者に限る。）
視覚障害者用体重計	者	視覚障害者が容易に使用し得るもの	18,000	5	身体障害者手帳に視覚に係る障害程度が1級又は2級と記載されている者	視覚障害者のみの世帯その他これに準ずる世帯に属する者に限る。
携帯用会話補助装置	者・児	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障害者（児）が容易に使用し得るもの	98,800	5	音声若しくは言語の機能又は肢体不自由に係る身体障害者手帳を有し、発声又は発語に著しい障害を有する者	原則として学齢児以上の者
情報・通信支援用具	者・児	障害者（児）がパーソナルコンピュータを操作するために必要となる周辺機器やアプリケーションソフト	100,000	6	身体障害者手帳に視覚又は上肢機能に係る障害程度が1級又は2級と記載されている者であって、アプリケーションソフトや入力サポート機器を使用しなければパーソナルコンピュータの操作が困難なもの	
点字ディスプレイ	者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	383,500	6	身体障害者手帳に視覚に係る障害程度が1級又は2級と記載されている者であって、必要と認められるもの	

点字器	者・児	点字を打つための用具であり、視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	10,712	7	視覚に係る身体障害者手帳を有し、必要と認められる者	
点字タイプライター	者・児	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	63,100	5	身体障害者手帳に視覚に係る障害程度が1級又は2級と記載されている者	原則として就労し、若しくは就学している者又は就労が見込まれる者に限る。
視覚障害者用ポータブルレコーダー	者・児	次のいずれかのもの ア…音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの（録音再生機） イ…音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの（再生専用機）	(録音再生機) 85,000 (再生専用機) 35,000	6	身体障害者手帳に視覚に係る障害程度が1級又は2級と記載されている者	原則として学齢児以上の者
視覚障害者用地上デジタル放送対応ラジオ	者・児	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	29,000	5	身体障害者手帳に視覚に係る障害程度が1級又は2級と記載されている者	原則として学齢児以上の者
視覚障害者用活字文書読上げ装置	者・児	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	99,800	6	身体障害者手帳に視覚に係る障害程度が1級又は2級と記載されている者	原則として学齢児以上の者
視覚障害者用拡大読書器	者・児	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの	198,000	8	視覚に係る身体障害者手帳を有し、本装置により文字等を読むことが可能になる者	原則として学齢児以上の者
音声ICタグレコーダー	者・児	取り付けたICタグからその物品等の名称や情報を音声にて再生が可能な製品であって、視覚障害者（児）が容易に使用し得るものであり、携帯可能なもの	59,800	6	身体障害者手帳に視覚に係る障害程度が1級又は2級と記載されている者であって、本製品により物の識別が可能になるもの	原則として学齢児以上の者 (視覚障害者のみの世帯その他これに準ずる世帯に属する者に限る。)

視覚障害者用時計	者	視覚障害者が容易に使用し得るもの	(触読式) 10,300 (音声式) 13,300	10	身体障害者手帳に視覚に係る障害程度が1級又は2級と記載されている者	
聴覚障害者用通信装置	者・児	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であり、障害者(児)が容易に使用し得るもの	31,000	5	聴覚に係る身体障害者手帳を有する者又は身体障害者手帳を有し、発声又は発語に著しい障害がある者であって、コミュニケーションや緊急連絡等の手段として必要と認められるもの	原則として学齢児以上の者
聴覚障害者用情報受信装置	者・児	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	88,900	6	聴覚に係る身体障害者手帳を有し、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	
人工喉頭	者・児	喉頭を摘出したことにより、音声機能を喪失した者に対して用いられる代用音声の用具(電池又は充電器を含む。)	72,203	5	音声又は言語の機能に係る身体障害者手帳を有し、喉頭を摘出した者	埋込型人工鼻の給付を受けている者を除く。
埋込型人工鼻	者・児	声帯の代わりとなり、発声が可能となる機器であり、障害者(児)が容易に使用し得るもの	47,520 (2月)	—	音声又は言語の機能に係る身体障害者手帳を有し、喉頭を摘出した者のうち、本製品の使用により発声が可能となるもの	
人工内耳 (電池、充電池・充電器)	者・児	人工内耳用電池等で、次のア又はイのいずれかのもの ア…人工内耳用ボタン電池 イ…人工内耳用充電池及び充電器	(電池) 5,000 (2月)	—	聴覚に係る身体障害者手帳を有し、現に人工内耳を装着している者	電池と充電池・充電器との併給は不可
			(充電池・充電器) 3,000	3		
点字図書	者・児	点字により作成された図書	—	—	視覚に係る身体障害者手帳を有し、情報の入手を主に点字によっている者	
ストマ用装具 (蓄便袋)	者・児	身体に装着して排泄物を溜める用具(皮膚保護剤及び袋を身体に密着させるものを含む。)	17,716 (2月)	—	直腸機能に係る身体障害者手帳を有し、ストマを造設している者	
ストマ用装具 (蓄尿袋)	者・児	身体に装着して排泄物を溜める用具(皮膚保護剤及び袋を身体に密着させるものを含む。)	23,278 (2月)	—	ぼうこう機能に係る身体障害者手帳を有し、ストマを造設している者	

排泄管理支援用具	紙おむつ等	者・児	ストマ用装具に代えて給付する次のものとする。 ア…紙おむつ イ…サラシ、ガーゼ、脱脂綿 ウ…洗腸用具	24,000 (2月)	—	次の各号のいずれかに該当する者 (1) ぼうこう又は直腸の機能に係る身体障害者手帳を有し、ストマ用装具（蓄便袋）・（蓄尿袋）を装着できない者であつて、ストマ用装具の給付を受けていないもの (2) 6歳以前に発症した脳に起因する全身的な運動機能障害による脳原性（上肢移動・移動）、又は四肢若しくは体幹の機能に係る身体障害者手帳を有する者であつて、排尿又は排便の意思表示が困難なもの	原則として3歳以上の者
	収尿器	者・児	採尿器と蓄尿袋で構成され、身体に固定して尿をためておく用具	(男性用) 7,931 (女性用) 8,755	1	肢体不自由又はぼうこう若しくは直腸の機能に係る身体障害者手帳を有し、必要と認められる者	
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	住宅改修費給付要綱に定めるところによる。					

備考

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢、下肢又は体幹の機能障害に準じて取り扱うものとする。
- 2 聴覚障害者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計及び聴覚障害者用屋内信号灯を含む。
- 3 継続用品については、2月分を1回の単位として給付するものとする。ただし、1月分を1回の単位として給付する必要があると認められる場合は、この表に規定する基準額に2分の1を乗じて得た額をその基準額とする。